

実地指導結果 サービス種別：生活介護

令和4年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
特定非営利活動法人 STEP ONE	須崎市	多機能型事業所 STEP ONE	R3.7.6	なし		
社会福祉法人 コージー南国	南国市	コージー	R3.7.8	なし		
社会福祉法人 須崎市福祉事業協会	須崎市	生活介護事業所 山ももの家	R3.7.29	なし		
社会福祉法人 土佐福祉会	土佐市	作業所土佐ひまわり舎	R3.8.11	なし		
社会福祉法人 土佐七郷会	黒潮町	大方生華園	R3.10.12	指定生活介護事業における人員基準を算出するための、前年度の利用人数及び開所日数の考え方を誤っていることが認められた。開所日数については、支援を行った日をカウントし、利用人数については、土曜日や日曜日など支援記録がないものを除いて再度確認を行い、報告すること。	提出済	
社会福祉法人 光の村	土佐市	障害者支援施設 たかぎ寮	R3.10.21	なし		
株式会社 和	香南市	でいさーびすうちんく和のいち	R3.12.9	支給決定障害者の受給者証に必要な事項を記載していないことが認められた。指定生活介護サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載すること。	改善済	
				サービスを提供した際に利用者から確認を受けていないことが認められた。サービス提供実績記録票に利用者の自署又は押印により提供したサービスの確認を受けること。	改善済	
				食事の提供に要する費用について、提供したサービス量より1回多く請求受領しているものが認められた。過大な受領になっていたものについて、速やかに返還すること。	改善済	
				法定代理受領した介護給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。	改善済	
社会福祉法人 本山育成会	本山町	障害者支援施設 しゃくなげ荘	R4.1.18	なし		